契約の方法及び入札の条件

1　契約の方法  
　地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第１６７条の５の２の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がないときは、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約とすることがある。

2　入札の条件等  
　入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1)　入札書の記載金額  
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　入札保証金  
　入札保証金の納付は、福島県財務規則(以下「規則」という。)第２４９条第１項第４号の規定により免除するものとする。

(3)　最低制限価格  
　最低制限価格は、設定しない。

(4)　落札者  
　入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5)契約保証金  
　規則第２２８条に定める契約保証金は、契約代金額(消費税及び地方消費税を含む。)の１００分の５以上の額とする。  
　ただし、規則第２２９条第１項の規定に該当する場合は免除する。

(6)委託の期間  
　委託の期間は、令和４年４月１日から令和９年３月３１日までとする。ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、委託者はこの契約を解除できるものとする。

(7)委託契約書  
　別紙委託契約書案による。

(8)契約の確定時期

地方自治法第２３４条第５項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

⑼提出書類  
　受託者は、仕様書に定めるほか、着手届を契約締結後５日以内に提出しなければならない。